

「新年の挨拶」

○お知らせ

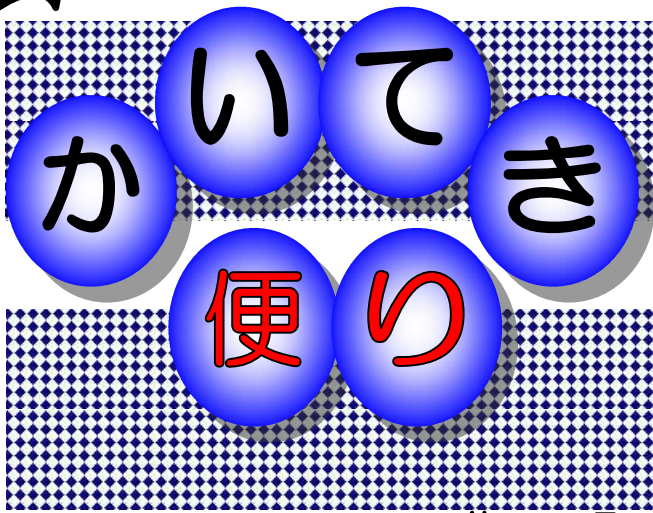
「東京都介護支援専門員業務の手引」のホームページ掲載について」

「介護支援専門員証の更新手続について」

「～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～
高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者
向け)の開催について」

○最近の動向

「介護サービス事業所の指定の取消等処分について」



平成26年1月1日発行 第114号

○ 新年の挨拶

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、台風26号が各地に猛威をふるい、伊豆大島では大規模な土石流による被害もたらされました。都は、現地対策本部を設置するとともに、都内に避難してきた要介護高齢者など多くの方々の支援にあたりましたが、その際、ご協力いただきました保険者及び事業者の皆様へ、改めて深く感謝申し上げます。

さて、昨年8月、「社会保障制度改革国民会議報告書」が取りまとめられ、これを基に、社会保障審議会介護保険部会で介護保険制度改正の方向性が議論されました。今後は同部会が取りまとめた意見に添って、介護保険法をはじめ関係法令の改正が行われる予定です。

保険者においては、これらを踏まえて、本年は、第6期介護保険事業計画を策定する年になります。都においても、関係者、関係機関の協力を得ながら、大都市東京における地域包括ケアシステムの構築をめざし、また介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を確保するため、高齢者保健福祉計画の策定をはじめます。

都は、今後も利用者が安心して介護サービスを利用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保険者及び事業者の皆様と力を合わせて様々な取り組みを進めてまいりますので、本年もご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 中山 政昭

○「東京都介護支援専門員業務の手引」のホームページ掲載について

東京都では、平成24年度に「東京都介護支援専門員業務の手引作成委員会」を設置し、「介護支援専門員業務の手引」の内容を見直し改訂を行いました。本書は平成24年度の介護保険法の改正に対応し、より介護支援専門員の業務の実践に即した内容となっています。この度、本文ファイル（PDF版）を東京都介護保険課ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。ケアマネジメントの更なる質の向上のため、広く御活用ください。

<東京都ホームページ>

- ・居宅介護支援専門員業務の手引【改訂(3版)】
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kyotakutebiki25.html
- ・予防給付ケアマネジメントにおける介護支援専門員業務の手引【改訂版】
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/yoboutebiki25.html
- ・介護保険施設における施設のケアマネジメントの在り方と介護支援専門員業務の手引【改訂2版】
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/shisetutebiki25.html

【お問い合わせ先】

介護保険課介護人材係 TEL 03-5320-4279

<冊子版 販売の御案内>

冊子版は特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会で販売しています。購入を御希望の際は、下記を御確認のうえ、直接、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会までお申し込みください。

- ・居宅介護支援専門員業務の手引【改訂(3版)】
<http://cmat.jp/sell/383.html> 1部 1,000円(税込)
- ・予防給付ケアマネジメントにおける介護支援専門員業務の手引【改訂版】
<http://cmat.jp/sell/69.html> 1部 1,200円(税込)
- ・介護保険施設における施設のケアマネジメントの在り方と介護支援専門員業務の手引【改訂2版】
<http://cmat.jp/sell/110.html> 1部 1,100円(税込)

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 TEL 03-3556-1541

○ 介護支援専門員証の更新手続きについて

○介護支援専門員の方は、御自分の「有効期間」「更新に必要な研修の受講状況」について今一度御確認ください

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、更新の申請を行い有効期間を更新しなければなりません。(※更新に必要な研修受講後、自動更新ではありませんので御注意ください。)今後も実務に従事し更新を希望される方は、今一度、御自分の「有効期間」、「更新に必要な研修の受講状況」について御確認の上、更新に必要な研修を計画的に受講してください。

○有効期間満了日の3か月前に、更新手続きの申請書及び案内文を、証の登録住所宛に送付します

有効期間満了日の3か月前に、更新手続きの申請書及び案内文を、介護支援専門員証の登録住所宛に送付いたします。介護支援専門員証の登録住所から転居された場合は、書類が届かない場合がありますので、下記「～住所に変更があった方へ～」をお読みいただき、住所変更の手続きを行ってください。

○有効期限が平成26年4月末までの方へ

有効期限が平成26年4月末までの方は、既に介護支援専門員証の登録住所へ更新手続きの申請書及び案内文を送付しておりますので、有効期間満了日の前日までに申請を行ってください。まだ書類が届いていない場合は、至急、公益財団法人東京都福祉保健財団(下記連絡先参照)へ御連絡ください。(なお、有効期限が平成26年4月の方については、平成25年12月末に発送しておりますので、まだ登録住所に届いていない場合があります。)

～住所に変更があった方へ～

◆有効期間満了月の3か月前だが、住所変更手続きが未済のため、証更新申請案内が届かない場合

- ①東京都福祉保健局HP(下記 URL、「更新交付」参照)より、介護支援専門員証交付申請書を出し、
- ②必要事項を記入・押印の上、新しい住所の住民票(原本)等の添付書類を添付して、
- ③公益財団法人東京都福祉保健財団 介護人材養成室 ケアマネ担当(〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ14階)まで簡易書留で郵送してください。

◆有効期間満了月の3か月以前に、住所が変更した場合

- ①東京都福祉保健局HP(下記 URL、「住所や氏名の変更」参照)より、介護支援専門員証書換交付申請書を出し、
- ②必要事項を記入・押印の上、新しい住所の住民票(原本)等の添付書類を添付して、
- ③東京都 福祉保健局 介護保険課 介護支援専門員登録担当(〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号)へ郵送してください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都介護サービス情報>介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報
>介護支援専門員関連

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku.html)

【更新手続きについてのお問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当

TEL 03-5206-8735

○～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)の開催について

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホームの補助制度について、主に土地所有者を対象として、以下のとおり説明会を開催することといたしました。

土地をお持ちの方、オーナー型補助制度に興味のある方は、ぜひ御参加ください。

- 日時 2月13日(木) 10時30分～11時30分
- 会場 東京都庁第一本庁舎5階 大会議場
- 内容 認知症高齢者グループホーム及び都市型軽費老人ホームの補助制度について
- 対象 都内に土地を所有する方、オーナー型補助制度に興味がある方
- 定員 560名
- 申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。
- 申込期限 1月30日(木曜日)

【お問い合わせ先】 高齢社会対策部施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>都市型軽費老人ホーム>「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)」平成26年2月13日開催について

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/keihidaitoshi/sumai-tochi-setsumeikai.htm>)

最近の動向

○介護サービス事業所の指定の取消等処分について

東京都福祉保健局は、平成25年11月29日付けで「合同会社ケア・プランニング」が運営する指定訪問介護事業所「ケアウェルネスほたる」(港区芝5-20-7-303)について、平成25年11月29日から26年5月28日までの6か月間、新規の利用者の受入れ停止を内容とする、指定の一部の効力を停止することを決定しました。現在確定している不正受領額は約24万円。なお、処分理由は、以下のとおりです。

(1) 不正請求(法第77条第1項第6号)

訪問介護員として資格のない者が指定訪問介護サービスを提供していたにもかかわらず、資格のある者がサービスを提供していたとして、サービス実施記録等を作成の上、介護報酬を不正に請求し、受領した(平成24年8月から同年10月まで:53回)。

(2) 虚偽の報告(指定取消等要件:法第77条第1項第7号)

訪問介護員として資格のない者が指定訪問介護サービスを提供していたにもかかわらず、資格のある者が指定訪問介護サービスを提供していたとする虚偽の報告及び虚偽の資料の提出をした。

(3) 虚偽の答弁(指定取消等要件:法第77条第1項第8号)

訪問介護員として資格のない者が指定訪問介護サービスを提供していたにもかかわらず、資格のある者が指定訪問介護サービスを提供していたとする虚偽の答弁を、平成25年3月11日及び29日に行い、検査を妨げた。

【お問い合わせ先】(監査結果)指導監査部指導第一課 TEL03-5320-4290

(処分内容)高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4593